

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名：Tentative Bulk Cargo Shipping Name
化学石膏（液状化する恐れのあるもの）

2 貨物の説明：DESCRIPTION

化学石膏は、磷酸液、磷酸肥料、ソーダ灰又はポリ塩化アルミニウムの製造工程で副産物として生成される硫酸カルシウム水和物であり、非水溶性である。この貨物は細かい粉末である。主な用途は石膏ボード、セメント用原料など。

3 貨物の性状：CHARACTERISTICS

3.1 種別：GROUP
A

3.2 見かけ密度(kg/m³)：BULK DENSITY
620～1600 kg/m³

3.3 載貨係数(m³/t)：STOWAGE FACTOR
0.63～1.61 m³/t

3.4 粒径：SIZE
40μm～140μm

3.5 等級（種別 B の場合に限る）：CLASS
国連番号（危険物の場合に限る）：UN No.
不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る）：ANGLE OF REPOSE
不適用

4 危険性：HAZARD

この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。
この貨物は運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化する恐れがある。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION
特段の要件は無い。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS
特段の要件は無い。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。
この貨物は、雨中で荷役してはならない。ただし、貨物の実水分値が運送許容水分値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値を超えることがないことについて荷送人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。また、船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。

この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

IMSBC コードの第 4 章及び第 5 章の関連する規定に従って荷繰りすること。

※「コード本文第 4 章及び第 5 章」の記載については、平成 23 年 1 月 1 日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

特段の要件は無い。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件は無い。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

航海中は貨物の表面の外見を定期的に点検すること。貨物の上の自由水または貨物の流動状態が観察された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件は無い。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

この貨物は洗い流すのが難しいため、この貨物の残滓を洗い流す前に、甲板と船倉はシャベルですくい綺麗に掃くこと。

5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

特段の要件は無い。